

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年3月29日（金） 号外第37号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（20）（家庭支援課）・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入 所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則（21）（子ども発達支援課）・・・・・・・・ 13

公布された規則のあらまし

◇鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

児童福祉法が改正され、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業及び妊産婦等生活援助事業の制度が新設されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業及び妊産婦等生活援助事業の開始、届出事項の変更及び廃止等の届出の様式を定める。
- (2) 小児慢性特定疾病要支援者証明事業の開始に伴い、小児慢性特定疾病にかかっている事実の証明の申請等に関する様式を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする(3)の一部に関する事項を除き、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 里親支援センターにおける職員の配置、サービスの提供等に関する基準を定める。
- (2) 福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターが、児童発達支援センターに一元化されることに伴い、職員の配置等に関する基準の整備を行う。
- (3) 指定障害児通所支援事業者（指定保育所等支援事業者を除く。）は、利用者の適性、障害の特性その他の事情を踏まえたサービスの確保並びに質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、サービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行うこととし、事業所ごとに指定児童発達支援プログラム等を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表することとする。
- (4) 指定障害児入所施設は、移行支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更等を行うこととする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和6年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第20号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(小児慢性特定疾病医療費の支給の申請等)</p> <p>第3条 省令第7条の9第1項に規定する申請書及び法第19条の22第4項に規定する証明の申請書は、<u>小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼小児慢性特定疾病登録者証申請書</u>（様式第2号）によるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(小児慢性特定疾病医療費の支給の申請)</p> <p>第3条 省令第7条の9第1項に規定する申請書は、<u>小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書</u>（様式第2号）によるものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(小児慢性特定疾病医療費医療受給者証兼小児慢性特定疾病登録者証)</p> <p>第4条 省令第7条の22に規定する医療受給者証及び省令第7条の45ただし書の書面は、<u>小児慢性特定疾病医療費医療受給者証兼小児慢性特定疾病登録者証</u>（様式第2号の2）によるものとする。</p>	<p>(小児慢性特定疾病医療費医療受給者証)</p> <p>第4条 省令第7条の22に規定する医療受給者証は、<u>小児慢性特定疾病医療費医療受給者証</u>（様式第2号の2）によるものとする。</p>
<p>(指定等の申請)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 省令第18条の34の4及び第25条の21の3の規定による指定の変更の申請は、指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設指定変更申請書（様式第21号の2）によるものとする。</p>	<p>(指定等の申請)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 省令第18条の34の2及び第25条の21の3の規定による指定の変更の申請は、指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設指定変更申請書（様式第21号の2）によるものとする。</p>
<p>(児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の開始の届出)</p> <p>第16条 法第34条の4第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業開始届出書（様式第26号）又は<u>小規模住居型児童養育事業開始届出書</u>（様式第26号の2）を提出してしなければならない。</p>	<p>(児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の開始の届出)</p> <p>第16条 法第34条の4第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業開始届出書（様式第26号）又は<u>小規模住居型児童養育事業届出書</u>（様式第26号の2）を提出してしなければならない。</p>
<p>(児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の廃止等の届出)</p> <p>第18条 略</p>	<p>(児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の廃止等の届出)</p> <p>第18条 略</p>

(親子再統合支援事業等の開始の届出)

第18条の2 法第34条の7の2第2項の規定による届出は、親子再統合支援事業開始届出書、社会的養護自立支援拠点事業開始届出書又は意見表明等支援事業開始届出書（様式第28号の3）を提出してしなければならない。

(親子再統合支援事業等の届出事項の変更の届出)

第18条の3 法第34条の7の2第3項の規定による届出は、親子再統合支援事業届出事項変更届出書、社会的養護自立支援拠点事業届出事項変更届出書又は意見表明等支援事業届出事項変更届出書（様式第28号の4）を提出してしなければならない。

(親子再統合支援事業等の廃止等の届出)

第18条の4 法第34条の7の2第4項の規定による届出は、親子再統合支援事業廃止（休止）届出書、社会的養護自立支援拠点事業廃止（休止）届出書又は意見表明等支援事業廃止（休止）届出書（様式第28号の5）を提出してしなければならない。

(妊産婦等生活援助事業の開始の届出)

第18条の5 法第34条の7の5第2項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業開始届出書（様式第28号の6）を提出してしなければならない。

(妊産婦等生活援助事業の届出事項の変更の届出)

第18条の6 法第34条の7の5第3項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業届出事項変更届出書（様式第28号の7）を提出してしなければならない。

(妊産婦等生活援助事業の廃止等の届出)

第18条の7 法第34条の7の5第4項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業廃止（休止）届出書（様式第28号の8）を提出してしなければならない。

様式第2号（第3条関係）

（表面）

略

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼小児慢性特定疾病登録者証申請書（新規・更

様式第2号（第3条関係）

（表面）

略

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）

新・変更)													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">受診を希望する（指定）医療機関（薬局、訪問看護事業者等を含む。）</td> <td style="width: 80%;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日</td> <td style="width: 80%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td> <p>【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】</p> <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他（ ） </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	略		受診を希望する（指定）医療機関（薬局、訪問看護事業者等を含む。）	略	小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td> <p>【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】</p> <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他（ ） </td> </tr> </table>	年 月 日	<p>【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】</p> <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他（ ）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">受診を希望する（指定）医療機関（薬局、訪問看護事業者等を含む。）</td> <td style="width: 80%;">略</td> </tr> </table>	略		受診を希望する（指定）医療機関（薬局、訪問看護事業者等を含む。）	略
略													
受診を希望する（指定）医療機関（薬局、訪問看護事業者等を含む。）	略												
小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td> <p>【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】</p> <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他（ ） </td> </tr> </table>	年 月 日	<p>【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】</p> <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他（ ）										
年 月 日	<p>【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】</p> <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他（ ）												
略													
受診を希望する（指定）医療機関（薬局、訪問看護事業者等を含む。）	略												
<p>上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給及び小児慢性特定疾病にかかっている事実等の証明を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名</p> <p style="text-align: center;">鳥取県 総合事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">注 略</p> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">略</th> </tr> </table>		略											
略													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">注意事項</th> </tr> <tr> <td> <p>1・2 略</p> <p>3. <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項第1号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関以外での診療は対象外となります。</u></p> </td> </tr> </table>		注意事項	<p>1・2 略</p> <p>3. <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項第1号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関以外での診療は対象外となります。</u></p>										
注意事項													
<p>1・2 略</p> <p>3. <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項第1号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関以外での診療は対象外となります。</u></p>													
<p>上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名</p> <p style="text-align: center;">鳥取県 総合事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">注 略</p> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">略</th> </tr> </table>		略											
略													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">注意事項</th> </tr> <tr> <td> <p>1・2 略</p> <p>3. <u>都道府県、指定都市又は中核市が指定した指定医療機関で、かつ、この申請書において「受診を希望する医療機関」として申請された医療機関以外の医療機関で受療した場合、</u></p> </td> </tr> </table>		注意事項	<p>1・2 略</p> <p>3. <u>都道府県、指定都市又は中核市が指定した指定医療機関で、かつ、この申請書において「受診を希望する医療機関」として申請された医療機関以外の医療機関で受療した場合、</u></p>										
注意事項													
<p>1・2 略</p> <p>3. <u>都道府県、指定都市又は中核市が指定した指定医療機関で、かつ、この申請書において「受診を希望する医療機関」として申請された医療機関以外の医療機関で受療した場合、</u></p>													

○総合事務所の連絡先一覧

略

【所得区分】

受診者の加入する医療保険が国民健康保険である場合は、当該国民健康保険に加入する世帯員全員の市町村民税（所得割）課税額の合計により、国民健康保険以外である場合は医療保険の被保険者（申請者又は受診者）の市町村民税（所得割）課税額により、それぞれ判断してください。

略

略

様式第2号の2（第4条関係）

(表面)

小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 (兼小児慢性特定疾病登録者証)	略
略	

(裏面)

注意事項

1～4 略

5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項第1号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関以外での診療は対象外となります。

6～9 略

問合せ先

略

当該医療費助成が受けられません。受療する医療機関を変更・追加する場合には、必ずその医療機関が都道府県、指定都市又は中核市の指定を受けていることを確認し、改めて医療機関の変更・追加の申請を行ってください。薬局、訪問看護事業者等についても同様です。

4. 医療機関を変更・追加する場合

・必要添付書類 □申請書 □受療する医療機関が確認できる書類

○総合事務所の連絡先一覧

略

【所得区分】

受診者の加入する医療保険が国民健康保険である場合は、当該国民健康保険に加入する世帯員全員の市町村民税（所得割）課税額の合計により、国民健康保険以外である場合は医療保険の被保険者（申請者又は受診者）の市町村民税（所得割）課税額により、それぞれ判断してください。

略

略

様式第2号の2（第4条関係）

(表面)

小児慢性特定疾病医療費医療受給者証	略
略	

(裏面)

注意事項

1～4 略

5 この証に記載されていない保険医療機関等での診療は対象外となります。他の保健医療機関等を利用する場合は、必ず事前に総合事務所に届け出てください。

6～9 略

問合せ先

略

第2条 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第28号の2の次に次の6様式を加える。

様式28号の3（第18条の2関係）

親子再統合支援事業
 社会的養護自立支援拠点事業 開始届出書
 意見表明等支援事業

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
 住 所
 フリガナ
 届出者 氏 名
 電話番号

（親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）を開始したいので、法第34条の7の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

事業の種類及び内容		
経営者の氏名及び住所 (法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地)		
職員の定数及び職務の内容		
施 設	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
事業開始の予定年月日		年 月 日

添付書類

- 1 定款その他の基本約款
- 2 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 3 収支予算書及び事業計画書（インターネットを利用して閲覧できない場合に限る。）
- 4 施設を運営するものについては施設の平面図

様式28号の4（第18条の3関係）

親子再統合支援事業
社会的養護自立支援拠点事業 届出事項変更届出書
意見表明等支援事業

年 月 日

職 氏 名 様

（親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）について変更したので、法第34条の7の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

郵便番号
住 所
フリガナ
届出者 氏 名
電話番号

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

添付書類 変更内容を記載した書類

様式28号の5（第18条の4関係）

親子再統合支援事業
社会的養護自立支援拠点事業 廃止（休止）届出書
意見表明等支援事業

年 月 日

職 氏 名 様

（親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）を廃止（休止）したいので、法第34条の7の2第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

電話番号

事業の種類及び内容	
廃止（休止）しようとする年月日	年 月 日
廃止（休止）の理由	
現に便宜を受けている者に対する措置	
休止の予定期間（休止しようとする場合に限る。）	

様式28号の6（第18条の5関係）

妊産婦等生活援助事業開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
フリガナ
届出者 氏 名
電話番号

妊産婦等生活援助事業を開始したいので、法第34条の7の5第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

事業の種類及び内容		
経営者の氏名及び住所 (法人の場合は、名称及び 主たる事務所の所在地)		
職員の定数及び職務の内容		
施 設	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
事業開始の予定年月日		年 月 日

添付書類

- 1 定款その他の基本約款
- 2 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 3 収支予算書及び事業計画書（インターネットを利用して閲覧できない場合に限る。）
- 4 施設を運営するものについては施設の平面図

様式28号の7（第18条の6関係）

妊産婦等生活援助事業届出事項変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

妊産婦等生活援助事業について変更したので、法第34条の7の5第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

電話番号

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

添付書類 変更内容を記載した書類

様式28号の8（第18条の7関係）

妊産婦等生活援助事業廃止（休止）届出書

年 月 日

職 氏 名 様

妊産婦等生活援助事業を廃止（休止）したいので、法第34条の7の5第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

電話番号

事業の種類及び内容	
廃止（休止）しようとする年月日	年 月 日
廃止（休止）の理由	
現に便宜を受けている者に対する措置	
休止の予定期間（休止しようとする場合に限る。）	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県児童福祉法施行細則第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第21号

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(児童家庭支援センターの基準) 第13条 略		(児童家庭支援センターの基準) 第13条 略	
<u>(里親支援センターの基準)</u>			
第14条 <u>条例に定めるもののほか、里親支援センターの設備及び運営に関する基準は、別表第12のとおりとする。</u>			
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
項目	基準	項目	基準
略		略	
サービスの提供	1～13 略 14 児童相談所及び児童家庭支援センター、 <u>里親支援センター</u> 、児童委員、保健所、市町村保健センター等の関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たること。 15～17 略	サービスの提供	1～13 略 14 児童相談所及び児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等の関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たること。 15～17 略
略		略	
別表第3 (第5条関係)		別表第3 (第5条関係)	
項目	基準	項目	基準
略		略	
サービスの提供	1～10 略 11 福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、 <u>里親支援センター</u> 、 <u>女性相談支援センター</u> 等の関係機関	サービスの提供	1～10 略 11 福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、 <u>婦人相談所</u> 等の関係機関と密接に連携して、母子の保護

	と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たること。
	12～14 略
略	

	及び生活支援に当たること。
	12～14 略
略	

別表第 6 (第 8 条関係)

項目	基準
略	
サービスの提供	1～16 略 17 児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、 <u>里親支援センター</u> 、児童委員、公共職業安定所等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たること。
	18～20 略
略	

別表第 6 (第 8 条関係)

項目	基準
略	
サービスの提供	1～16 略 17 児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たること。
	18～20 略
略	

別表第 7 (第 9 条関係)

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
職員の配置	1～3 略 4 入所者 5 人以上に <u>心理支援</u> を行う場合には、 <u>心理担当職員</u> を置くこと。 5・6 略 7 <u>心理担当職員</u> は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。
	8 略
略	

別表第 7 (第 9 条関係)

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
職員の配置	1～3 略 4 入所者 5 人以上に <u>心理指導</u> を行う場合には、 <u>心理指導担当職員</u> を置くこと。 5・6 略 7 <u>心理指導担当職員</u> は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。
	8 略
略	

2 略

2 略

別表第 8 (第 10 条関係)

区分	基準
職員の配置	1 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、おおむね利用者の数を 4 で除して得た数

別表第 8 (第 10 条関係)

1 福祉型児童発達支援センター

区分	基準
職員の配置	1 <u>主として難聴児が通う施設及び主として重症心身障害児が通う施設を除き</u> 、児童指導員、保育士、機能訓

	<p>以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士とすること。</p> <p>2 嘱託医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者をもって充てること。</p> <p>3 略</p> <p>4 次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>		<p>練担当職員及び看護職員の総数は、おおむね利用者の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士とすること。</p> <p>2 <u>主として知的障がいのある児童が通う施設の嘱託医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者をもって充てること。</u></p> <p>3 <u>主として難聴児が通う施設の児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、おおむね利用者の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人を下回ることはいできない。</u></p> <p>4 <u>主として難聴児が通う施設の嘱託医師は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者をもって充てること。</u></p> <p>5 <u>主として重症心身障害児が通う施設の児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね利用者の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人を下回ることはいできない。</u></p> <p>6 <u>主として重症心身障害児が通う施設の嘱託医師は、内科、精神科、神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者をもって充てること。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 <u>主として重症心身障害児が通う施設を除き、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p>
略		略	
サービスの提供	1～11 略	サービスの提供	1～11 略 12 <u>主として難聴児が通う施設は、通所開始時の健康診断に当たり、特に</u>

<p>12 <u>利用者に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、利用者の福祉に有害な実験にわたってはならない。</u></p> <p>13 略</p> <p>14 略</p> <p>15 略</p>	<p><u>難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断すること。</u></p> <p>13 <u>主として知的障がいのある児童が通う施設は、利用者を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行うこと。ただし、利用者の福祉に有害な実験にわたってはならない。</u></p> <p>14 略</p> <p>15 略</p> <p>16 略</p>								
<p>略</p>	<p>略</p>								
<p>2 <u>医療型児童発達支援センター</u></p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 721 938 770">区分</th> <th data-bbox="938 721 1385 770">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 770 938 1258">職員の配置</td> <td data-bbox="938 770 1385 1258"> <p>1 利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</p> <p>2 保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と施設の利用者を交流させるときは、利用者の支援に支障がない場合に限り、利用者の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1258 938 1550">設備</td> <td data-bbox="938 1258 1385 1550"> <p>1 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>2 利用者の支援に支障がないと認められる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができること。</p> <p>3 消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1550 938 2033">サービスの提供</td> <td data-bbox="938 1550 1385 2033"> <p>1 利用者の使用する設備、食器等は、衛生的な管理に努めること。</p> <p>2 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができ</p> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	基準	職員の配置	<p>1 利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</p> <p>2 保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と施設の利用者を交流させるときは、利用者の支援に支障がない場合に限り、利用者の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができること。</p>	設備	<p>1 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>2 利用者の支援に支障がないと認められる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができること。</p> <p>3 消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けること。</p>	サービスの提供	<p>1 利用者の使用する設備、食器等は、衛生的な管理に努めること。</p> <p>2 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができ</p>
区分	基準								
職員の配置	<p>1 利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</p> <p>2 保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と施設の利用者を交流させるときは、利用者の支援に支障がない場合に限り、利用者の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができること。</p>								
設備	<p>1 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>2 利用者の支援に支障がないと認められる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができること。</p> <p>3 消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けること。</p>								
サービスの提供	<p>1 利用者の使用する設備、食器等は、衛生的な管理に努めること。</p> <p>2 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができ</p>								

- る。
- (2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。
- 3 利用者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるように、入所者を入浴させ、又は清しきすること。
- 4 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行うこと。
- 5 避難訓練、消火訓練又は地震等の災害に対する訓練にあつては毎月1回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行うこと。
- 6 食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、あらかじめ作成された献立に従つて施設内の調理室で調理されたものを適切な時間に提供すること。また、その材料には、県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。
- 7 利用者に対して健康な生活の基本として正しい食習慣を身に付けさせるよう努めること。
- 8 生活指導は、利用者ができる限り社会に適応するよう行うこと。
- 9 利用者の保護者に利用者の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該利用者を取り扱った児童福祉司又は児童委員と密接な連絡をとり、利用者の生活指導につき、その協力を求めること。
- 10 利用者に対し、通所開始時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は、利用者の障がいの特性等に配慮して行う

別表第9 (第11条関係)	
項目	基準
略	

<p>こと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握した場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">児童相談所等における通所前の健康診断</td> <td style="width: 50%;">通所開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td>利用者が通学する学校における健康診断</td> <td>必要の都度の健康診断</td> </tr> </table> <p>11 前号の健康診断をした医師から、当該健康診断の結果に基づき通所の中止等の勧告を受けた場合は、これに従つて適切な措置を講ずること。</p> <p>12 肢体不自由のある利用者については、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、通所を継続するか否かを考慮すること。</p> <p>13 職員の健康診断に当たっては、利用者の食事を調理する者について特に綿密な注意を払うこと。</p> <p>14 職員に対し、施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上のための研修の機会を確保すること。</p> <p>15 条例及びこの規則の基準を超えて設備を有し、又は運営をしている施設においては、条例及びこの規則を理由として、その設備又は運営を低下させないこと。</p>		児童相談所等における通所前の健康診断	通所開始時の健康診断	利用者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断
児童相談所等における通所前の健康診断	通所開始時の健康診断				
利用者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断				
記録の作成及び保存	別表第1 記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。				
事故等への対応	別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。				
別表第9 (第11条関係)					
項目	基準				
略					

サービスの提供	1～13 略 14 児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、 <u>里親支援センター</u> 、児童委員、保健所、市町村保健センター等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たること。 15～17 略
略	

別表第10（第12条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	1～15 略 16 児童の通学する学校及び児童相談所並びに児童家庭支援センター、 <u>里親支援センター</u> 、児童委員、公共職業安定所等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たること。 17～19 略
略	

別表第11（第13条関係） 略

別表第12（第14条関係）

項目	基準
職員の配置	1 里親制度等普及促進担当者は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。 (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 (2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この項において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この項において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の

サービスの提供	1～13 略 14 児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たること。 15～17 略
略	

別表第10（第12条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	1～15 略 16 児童の通学する学校及び児童相談所並びに児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たること。 17～19 略
略	

別表第11（第13条関係） 略

養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が(1)又は(2)に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

2 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（以下「里親等」という。）への支援の実施に関して、知事が(1)又は(2)に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親研修等担当者は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親及び里親になろうとする者

	<p>への研修の実施に関して、知事が(1)又は(2)に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者</p> <p>4 里親支援センターの長は、次のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものをもって充てること。</p> <p>(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</p> <p>(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの</p> <p>(3) 知事が(1)又は(2)に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者</p> <p>5 利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</p>
設備	別表第1設備の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 利用者の使用する設備、食器等は、衛生的な管理に努めること。</p> <p>2 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。また、職員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めること。</p> <p>3 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行うこと。</p> <p>4 避難訓練、消火訓練又は地震等の災害に対する訓練を毎月1回以上行うこ</p>

	<p>と。</p> <p>5 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行うこと。</p> <p>6 県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たること。</p> <p>7 職員に対し、施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上のための研修の機会を確保すること。</p> <p>8 条例及びこの規則の基準を超えて設備を有し、又は運営をしている施設においては、条例及びこの規則を理由として、その設備又は運営を低下させないこと。</p>
記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基	(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基

準)

第3条 略

2 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。

3～9 略

別表第1 (第3条関係)

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 略</p> <p>2 児童発達支援センターに配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(8) 機能訓練担当職員、言語聴覚士又は看護職員を配置する場合は、その数を(1)に掲げる従業者の人数に含めることができること。ただし、機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1)に掲げる従業者及び機能訓練担当職員等の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。</p> <p>(9) 略</p>

準)

第3条 略

2 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。

3～9 略

別表第1 (第3条関係)

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 略</p> <p>2 児童発達支援センターに配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>主として難聴児が通う事業所</u>には、<u>言語聴覚士をサービスの単位ごとに4人以上置くこと。</u></p> <p>(8) <u>主として重症心身障害児が通う事業所</u>には、<u>看護職員及び機能訓練担当職員をそれぞれ1人以上置くこと。</u></p> <p>(9) <u>主として重症心身障害児が通う事業所を除き</u>、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(10) 機能訓練担当職員、言語聴覚士又は看護職員を配置する場合は、その数を(1)に掲げる従業者の人数に含めることができること。ただし、<u>主として難聴児が通う事業所及び主として重症心身障害児が通う事業所以外の事業所</u>において機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1)に掲げる従業者及び機能訓練担当職員等の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。</p> <p>(11) 略</p>

	<p>(10) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は<u>当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</u></p> <p>5・6 略</p>		<p>(12) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</u></p> <p>5・6 略</p>
設備	<p>1 児童発達支援センター以外の事業所に設ける<u>発達支援室</u>は、利用者の支援に支障がない広さとする事。</p> <p>2 児童発達支援センターの設備は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) <u>発達支援室</u>は、定員をおおむね10人とし、利用者1人当たりの床面積を、2.47平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 略</p>	設備	<p>1 児童発達支援センター以外の事業所に設ける<u>指導訓練室</u>は、利用者の支援に支障がない広さとする事。</p> <p>2 児童発達支援センターの設備は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) <u>指導訓練室</u>は、定員をおおむね10人とし、利用者1人当たりの床面積を、2.47平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 略</p>
略		略	
障害児支援計画	<p>1 計画の作成に当たっては、<u>利用者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催するものとする。</u>なお、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。</p> <p>2～4 略</p>	障害児支援計画	<p>1 計画の作成に当たっては、利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催するものとする。なお、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。</p> <p>2～4 略</p>
サービスの提供	<p>1 略</p> <p>1の2 <u>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮を行うこと。</u></p> <p>1の3 <u>利用者の適性、障害の特性その他の事情を踏まえたサービスの確保並びに条例別表第1の1の表サービスの提供の項第12号に規定するサービスの質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、サービスの提供に当たっては、心</u></p>	サービスの提供	<p>1 略</p>

<p><u>身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行うこと。</u></p> <p><u>1の4 事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前号に規定する領域との関連性を明確にしたサービスの実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表すること。</u></p> <p>2～13 略</p> <p>14 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。<u>また、業務を行うに当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者及び保護者の意思をできる限り尊重するよう努めること。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>15 略</p> <p>16 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>支援</u>を行うこと。また、利用者の適性に応じ、利用者ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<u>支援</u>を行うこと。</p> <p>17 略</p> <p>18 事業所内では、保護者の負担により当該事業所の従業者以外の者による<u>支援</u>を受けさせないこと。</p> <p>19～23 略</p> <p>24 災害の発生その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び<u>発達支援室</u>の定員を超えて、サービスの提供を行わないこと。</p> <p>25～45 略</p>	<p>2～13 略</p> <p>14 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>15 略</p> <p>16 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>指導、訓練等</u>を行うこと。また、利用者の適性に応じ、利用者ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<u>指導、訓練等</u>を行うこと。</p> <p>17 略</p> <p>18 事業所内では、保護者の負担により当該事業所の従業者以外の者による<u>指導、訓練等</u>を受けさせないこと。</p> <p>19～23 略</p> <p>24 災害の発生その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び<u>指導訓練室</u>の定員を超えて、サービスの提供を行わないこと。</p> <p>25～45 略</p>
略	略

2 医療型児童発達支援

区分	基準
従業者	1 従業者の人数は、次に掲げる従

	<p>の配置</p>	<p>業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 医師 診療所として必要とされる数</p> <p>(2) 児童指導員 1人以上</p> <p>(3) 保育士 1人以上</p> <p>(4) 看護職員 1人以上</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士 1人以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</p> <p>3 利用者の支援に支障がない場合は、利用者の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができること。</p> <p>4 保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と事業所の利用者を交流させるときは、利用者の支援に支障がない場合に限り、利用者の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができること。</p>
	<p>設備</p>	<p>1 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>2 診療所として必要な設備は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねないこと。</p>
	<p>サービスの開始</p>	<p>1 の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。</p>
	<p>障害児支援計画</p>	<p>1 の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。</p>
	<p>サービスの提供</p>	<p>1 1 の表サービスの提供の項（第6号から第10号まで、第12号、第41号及び第45号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p>

- 2 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支払われるサービスの提供の対価の額は、法第21条の5の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額とし、保護者から支払を受ける額は、法第21条の5の7第11項の規定により市町村から支払を受ける障害児通所給付費の額又は法第21条の5の29第3項の規定により市町村から支払を受ける肢体不自由児通所医療費の額をそれぞれ控除した額とすること。
- 3 前号に定めるもののほか、サービスの提供に要する次に掲げる費用について、保護者から支払を受けることができること。また、
 - (1)の費用の額は、知事が別に定める額とすること。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) (1)及び(2)のほか、利用者の便益を直接向上させるための日常生活において必要となる費用であって、保護者に負担させることが適当であるもの
- 4 前2号に定めるもののほか、その使途が直接利用者の便益を向上させるための費用で、保護者に支払を求めることが適当なものについては、保護者から支払を受けることができること。
- 5 前2号の規定により、保護者に支払を求めるときは、その使途及び額並びに支払を求める理由を書面により説明し、その同意を得ること。また、前3号の規定により保護者から支払を受けたときは、その者に対し領収証を交付すること。
- 6 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支払われないサ

	<p>ービスを提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該保護者に交付すること。</p> <p>7 法第21条の5の7第11項の規定により市町村から障害児通所給付費の支払を受けたとき及び法第21条の5の29第3項の規定により市町村から肢体不自由児通所医療費の支払を受けたときは、保護者に対してその額を通知すること。</p> <p>8 保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。</p>
記録の作成及び保存	1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

2 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1～7 略 8 利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができること。 9 略
設備	発達支援室は、利用者の支援に支障がない広さとする事。
略	

3 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	1 略 2 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1～7 略 8 利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができること。 9 略
設備	指導訓練室は、利用者の支援に支障がない広さとする事。
略	

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	1 略 2 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又

	<p>は児童指導員若しくは<u>心理担当職員</u>（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障がい児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は障がい児について、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な<u>支援</u>その他の支援（以下この号において「<u>支援</u>」という。）を行い、<u>並びに</u>当該障がい児の<u>支援</u>を行う者に対して<u>支援</u>に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者であること。</p> <p>3 略</p> <p>4 管理者が訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、利用者の支援に支障がないと認められるときは、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は<u>当該事業所以外</u>の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</p>		<p>は児童指導員若しくは<u>心理指導担当職員</u>（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障がい児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は障がい児について、日常生活における基本的な動作の<u>指導</u>、<u>知識技能の付与</u>、生活能力の向上のために必要な<u>訓練</u>その他の支援（以下この号において「<u>訓練等</u>」という。）を行い、<u>及び</u>当該障がい児の<u>訓練等</u>を行う者に対して<u>訓練等</u>に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者であること。</p> <p>3 略</p> <p>4 管理者が訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、利用者の支援に支障がないと認められるときは、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の</u>事業所、施設等の職務に従事させることができること。</p>
略		略	
サービスの提供	<p>1 1の表サービスの提供の項（第7号、第19号、第22号、第24号、第25号、<u>第33号</u>、第37号、第38号及び第45号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>サービスを利用しようとする利用者が、適切かつ円滑に利用できるように、サービスに関する情報提供を行うよう努めるこ</u></p>	サービスの提供	<p>1 1の表サービスの提供の項（第7号、第19号、第22号、第24号、第25号、第37号、第38号及び第45号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2～4 略</p>

と。	
略	
4 保育所等訪問支援	
区分	基準
従業者の配置	1・2 略 3 管理者が訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、利用者の支援に支障がないと認められるときは、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができること。
略	
サービスの提供	1 1の表サービスの提供の項（第1号の4、第7号、第19号、第22号、第24号、第25号、第33号、第37号、第38号及び第45号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 2 サービスを利用しようとする利用者が、適切かつ円滑に利用できるように、サービスの内容に関する情報提供を行うよう努めること。
略	

別表第2（第3条関係）

区分	基準
従業者の配置	1 事業の種類に応じ、条例別表第1従業者の配置の項及び別表第1従業者の配置の項に掲げる基準を満たすこと。ただし、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうちいずれか2種類以上の事業を一体的に行う場合は、一の事業の従業者を一体的に行う他の事業の同じ職務に従事させることができる。 2 略
略	
利用定員	1 児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員は、それぞれ

略	
5 保育所等訪問支援	
区分	基準
従業者の配置	1・2 略 3 管理者が訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、利用者の支援に支障がないと認められるときは、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができること。
略	
サービスの提供	4の表のサービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第2（第3条関係）

区分	基準
従業者の配置	1 事業の種類に応じ、条例別表第1従業者の配置の項及び別表第1従業者の配置の項に掲げる基準を満たすこと。ただし、児童発達支援、 <u>医療型児童発達支援</u> 、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうちいずれか2種類以上の事業を一体的に行う場合は、一の事業の従業者を一体的に行う他の事業の同じ職務に従事させることができる。 2 略
略	
利用定員	1 児童発達支援、 <u>医療型児童発達支援</u> 及び放課後等デイサービスの

	<p>10人以上（主として重症心身障害児が通う事業所にあつては、5人以上）とすること。ただし、これらの事業のうち2以上の事業を一体的に行う場合は、利用定員の合計を10人以上（主として重症心身障害児が通う事業所にあつては、5人以上）とすることをもって足りる。</p> <p>2 前号の規定にかかわらず、事業所の利用定員の合計が20人以上である場合は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員をそれぞれ5人以上とすることができること。ただし、これらの事業のうち2以上の事業を一体的に行う場合は、これらの事業の利用定員の合計を5人以上とすることをもって足りる。</p> <p>3 前2号の規定にかかわらず、児童発達支援又は放課後等デイサービスの事業と主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障害者に対する生活介護の事業を併せて行う場合は、事業所の利用定員の合計を5人以上とすることをもって足りること。</p>
	略

別表第6（第3条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	1 略
	2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者を事業所の他の職務に従事させ、又は <u>当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u>
	3 常時1人以上の従業者を利用者

	<p>利用定員は、それぞれ10人以上（主として重症心身障害児が通う事業所にあつては、5人以上）とすること。ただし、これらの事業のうち2以上の事業を一体的に行う場合は、利用定員の合計を10人以上（主として重症心身障害児が通う事業所にあつては、5人以上）とすることをもって足りる。</p> <p>2 前号の規定にかかわらず、事業所の利用定員の合計が20人以上である場合は、児童発達支援、<u>医療型児童発達支援</u>及び放課後等デイサービスの利用定員をそれぞれ5人以上とすることができること。ただし、これらの事業のうち2以上の事業を一体的に行う場合は、これらの事業の利用定員の合計を5人以上とすることをもって足りる。</p> <p>3 前2号の規定にかかわらず、児童発達支援、<u>医療型児童発達支援</u>又は放課後等デイサービスの事業と主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障害者に対する生活介護の事業を併せて行う場合は、事業所の利用定員の合計を5人以上とすることをもって足りること。</p>
	略

別表第6（第3条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	1 略
	2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者を事業所の他の職務に従事させ、又は <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u>
	3 常時1人以上の従業者を利用者

	の <u>支援</u> に従事させること。
	4 略
設備	1 発達支援室並びにサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。 2 発達支援室には、 <u>支援</u> に必要な機械器具等を備えること。 3 略
略	

2 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1 略 2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は <u>当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u> 3 常時1人以上の従業者を利用者の <u>支援</u> に従事させること。
略	

別表第10（第4条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1～7 略 8 <u>心理担当職員</u> は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。 9・10 略
略	
障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。

	の <u>指導、訓練等</u> に従事させること。
	4 略
設備	1 <u>指導訓練室</u> 並びにサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。 2 <u>指導訓練室</u> には、 <u>訓練</u> に必要な機械器具等を備えること。 3 略
略	

2 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1 略 2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u> 3 常時1人以上の従業者を利用者の <u>指導、訓練等</u> に従事させること。
略	

別表第10（第4条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1～7 略 8 <u>心理指導担当職員</u> は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。 9・10 略
略	
障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。

<p>移行支援計画</p>	<p>1 計画の作成に当たっては、入所者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催するものとする。なお、会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>2 計画の作成後、モニタリングを行うとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更を行うこと。</p> <p>3 モニタリングに当たっては、入所者の保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1) 定期的に保護者及び入所者に面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>4 計画の変更については、計画の作成に準じて行うこと。</p>		
<p>サービスの提供</p>	<p>1～14 略</p> <p>15 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。<u>なお、業務を行うに当たっては、入所者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入所者及び保護者の意思をできる限り尊重するよう努めること。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>16・17 略</p> <p>18 入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行うこと。また、入所者の適性に応じ、入所者ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行うこと。</p> <p>19 略</p> <p>20 入所者に対し、保護者の負担に</p>	<p>サービスの提供</p>	<p>1～14 略</p> <p>15 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>16・17 略</p> <p>18 入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うこと。また、入所者の適性に応じ、入所者ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行うこと。</p> <p>19 略</p> <p>20 入所者に対し、保護者の負担に</p>

	より、従業者以外の者による <u>支援</u> を受けさせないこと。 21～50 略		より、従業者以外の者による <u>指導、訓練等</u> を受けさせないこと。 21～50 略
略		略	
2 医療型障害児入所施設		2 医療型障害児入所施設	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	1 従業者の人数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数とすること。 (1)・(2) 略 (3) <u>心理支援</u> を担当する職員 1人以上 (4)・(5) 略 2・3 略	従業者の配置	1 従業者の人数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数とすること。 (1)・(2) 略 (3) <u>心理指導</u> を担当する職員 1人以上 (4)・(5) 略 2・3 略
略		略	
障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。	障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
移行支援計画	1の表移行支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。		
略		略	

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- この規則の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則別表第8職員の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則(以下「新通所支援事業等条例施行規則」という。)別表第1の1の表従業者の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 改正法附則第4条第1項の規定により新法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新通所支援事業等条例施行規則別表第1の1の表設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者(主として難聴児が通う事業所及び主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。)については、新通所支援事業等条例施行規則別表第1の1の表従業者の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者(主として難聴児が通う事業所及び主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。)については、新通所支援事業等条例施行規則別表第1の1の表設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

- 7 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間、新通所支援事業等条例施行規則別表第1の1の表サービスの提供の項第1号の4の規定の適用については、これらの規定中「公表すること」とあるのは、「公表するよう努めること」とする。